

/建築物石綿含有建材調査者講習とは

本講習は、平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号に基づく講習であり、建築物に使用されている石綿に起因して発生する健康被害及び健康障害を未然に防止するため、建築物の通常の使用状態における石綿含有建材に関する調査や解体作業等における石綿含有建材の事前調査に必要な専門的知識を有する調査者を育成するためのものです。

(公社)北海道労働基準協会連合会(以下「当連合会」という。)では、「一般建築物石綿含有建材調査者講習」及び「一戸建て等建築物石綿含有建材調査者講習」を実施いたします。

1 受講資格

本講習を受講するためには、下表のいずれかの資格が必要です。

受講申込書(様式1-1又は様式1-2)に下記の資格(学歴・建築の実務経験等)を証明する書面(受講資格証明書 様式2)を添付してください。

資格を証明する書面は受講申込書の「受講資格」の表に「添付書類等」として記載してあります。

受 講 資 格	
(1)	労働安全衛生法別表第18第23号に掲げる石綿作業主任者技能講習を修了した者
(2)	学校教育法による大学(短期大学を除く。)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して2年以上の実務の経験を有する者
(3)	学校教育法による短期大学(修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。ニにおいて同じ。)、建築に関して3年以上の実務の経験を有する者
(4)	学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して4年以上の実務の経験を有する者(ハに該当する者を除く。)
(5)	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して7年以上の実務の経験を有する者
(6)	建築に関して11年以上の実務の経験を有する者

(7)	労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成17年法律第108号)による改正前の労働安全衛生法別表第18第22号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務の経験を有する者
(8)	建築行政に関して2年以上の実務の経験を有する者
(9)	環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る。)に関して2年以上の実務の経験を有する者
(10)	労働安全衛生法第93条第1項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者
(11)	労働基準監督官として2年以上その職務に従事した経験を有する者
(12)	第一種作業環境測定士又は第二種作業環境測定士であって、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務の経験を有する者

2 受講料

講習の種類	税込受講料 (テキスト代を含む額)
一般建築物石綿含有建材調査者講習	38,500円 (43,780円)
一般建築物石綿含有建材調査者講習 (一部学科免除)	35,500円 (40,780円)
一戸建て等建築物石綿含有建材調査者講習	23,000円 (28,280円)
一戸建て等建築物石綿含有建材調査者講習 (一部学科免除)	20,500円 (25,780円)

(注) 石綿作業主任者技能講習を修了した者で「建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1」について免除を申請したものについては、当該科目に係る講義を免除します。

なお、免除された科目につきましても、修了考査の出題範囲となっておりますので、この点についても考慮の上、選択してください。

(注) 「受講料」は、修了考査料を含んでおります。

3 使用するテキスト

「石綿含有建材調査者テキスト 一般建築物・一戸建て等用」
 令和5年2月22日 第2版発行 (中央労働災害防止協会)
 テキスト代 (消費税込み) **5,280円**

送料

北海道内	1～2冊	550円
	3～5冊	640円
	6冊以上	実費（電話にてお知らせします）
北海道外	実費（電話にてお知らせします）	

(注) テキストはあらかじめ予習ができるように事前に受講票と同時に受講者に送付いたします。テキストの返本及び返金は、乱丁・落丁の場合を除いて、一切応じられませんのでご注意ください。

なお、テキストをすでにお持ちの方は、申込書の空欄に「テキスト不要」と記載してください。

窓口においてテキストを受領される方については、送料はいただきません。

※ 講習当日にはテキストを必ずご持参ください。

4 受講科目と講義の時間

【一般建築物石綿含有建材調査者講習】

1日目	
講習科目等	講義時間
建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識 1	1時間
建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識 2	1時間
石綿含有建材の建築図面調査	4時間
2日目	
現場調査の実際と留意点	4時間
建築物石綿含有建材調査報告書の作成	1時間
3日目	
修了考査	100分

【一戸建て等建築物石綿含有建材調査者講習】

1日目	
講習科目等	講義時間
建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識 1	1時間
建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識 2	1時間
一戸建て住宅等における石綿含有建材の調査	1時間
現場調査の実際と留意点	3時間
2日目	
建築物石綿含有建材調査報告書の作成	1時間
修了考査	1時間

(注) 一部学科免除を申請した者については、「建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識 1」に係る講義を免除します。

5 修了考査

講義修了後、筆記試験による修了考査を行います。

修了考査の時間は、一般調査者講習が100分、一戸建て等調査者講習が60分となっております。

修了考査はマークシート方式で行いますので、筆記用具(Bの鉛筆及びプラスチック消しゴム)が必要です。

修了考査は一部学科免除者についても免除科目を含む全科目から出題されますのでご留意ください。

合計得点が満点の**6割以上**を合格といたします。

6 修了証の交付等

- ① 修了考査に合格された方には(公社)北海道労働基準協会連合会長名の「建築物石綿含有建材調査者講習修了証明書」を交付します。
- ② 修了考査が不合格となった方には、(公社)北海道労働基準協会連合会長名の「建築物石綿含有建材調査者講習受講証明書」を交付します。

7 再試験

- ① 修了考査が不合格となった方は、講習を修了した日の属する年度の翌々年度末までに限り何度でも修了考査を受けることができます。なお、他の機関で受講された方は対象となりません。
- ② 一般建築物石綿含有建材調査者講習を受講された方については一般建築物石綿含有建材調査者講習時に、一戸建て等建築物石綿含有建材調査者講習を受講された方については一戸建て等建築物石綿含有建材調査者講習時に併せて再試験を行います。
- ③ 「建築物石綿含有建材調査者講習修了考査再受験申込書」(様式10)に写真、「建築物石綿含有建材調査者講習受講証明書」の写し及び受験料**5,500円**(消費税込み)を添えて申し込んでください。